

答 申 書

答申第19-1号（諮問第19号）

令和8年3月17日

井川町固定資産評価審査委員会 様

井川町情報公開審査会

令和8年2月12日付け井固評発第28号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和7年9月19日付け井固評発第18号により、井川町固定資産評価審査委員会が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、公文書不開示決定処分を取消しを求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

ア. 裁決に係る意思決定の手続について

固定資産評価審査委員会は合議制の機関であることから、当該裁決書の作成にあたっては、会議を開き、同委員会委員全員の合議によって意思決定された上で作成されなければならないものである。実施機関は、当該審査請求に係る事務を委員長へ委任している旨、主張しているが、委員会の意思決定無しで裁決がされたこと自体が由々しき問題であり、本件請求対象文書は必ず存在しなければならない。

イ. 本件処分の名称について

本件「不開示決定処分」は、本来、請求対象文書が存在し、且つ「情報公開条例第6条第1号から6号まで」に該当するものをいい、「同条冒頭」にも、これらを「不開示情報」と定義されているのであるから、「不存在決定」又は「不存在による不開示決定」等の名称が適切である。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している弁明の内容は、おおむね次の通りである。

ア. 不開示理由「裁決に係る会議の不開催」について

本件開示請求に係る裁決書は、固定資産評価審査委員会委員長の決裁により作成されたものである為、当該裁決に係る会議は開催されていない。審査請求人は、同委員会委員全員の合議によって意思決定された上で裁決が行われなければならない旨主張しているが、同委員会では、井川町情報公開条例に基づく審査請求に係る事務を、同委員会委員長に委任している。よって、審査請求の裁決書

については、同委員会委員長の決裁により作成される為、当該裁決に係る会議は開催されていない。

イ. 本件処分の取消しを求めることについて

弁明ア. に記載した通り、本件開示請求に係る裁決についての会議は開催されていない。審査請求人は、本件処分を取り消すように求めているが、仮に取り消したところで、当該裁決に係る会議が開催されていたことになるものではない。つまり、処分を取り消しても、「会議の不開催」という不開示理由が変わることではなく、処分の取消しを求める理由はない。

ウ. 不開示決定を不存在決定等の名称に変更すべきとの主張について

本件処分の名称を不存在決定等の名称に変更したところで、処分の内容が変わるものではない。よって、当該主張によって不服申し立てをする利益はない。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

○実施機関が行った本件処分に対して

『令和 07 年 08 月 28 日付け井固評発第 14 号及び 15 号～裁決書』に関する、①諮問書及び諮問説明書（いずれかの標題により、一つにまとめた場合を含む）に係る各『決裁後の起案文書』、②『委員会規程 2 条各項』に基づき、委員長が他の 2 名に宛てた、各『招集状の控え』、及び、③『委員会条例 12 条各項』に基づき作成された調書（関与委員及び当該作成書記の署名押印があるもの）又は、『委員会規程 6 条各項』に基づき作成された文書（当該作成の委員長又は書記の署名押印があるもの）。(以上、各『会議録』等の名称を想定する。）」の公文書開示請求に対して、実施機関は、「当該裁決に係る会議は開催されていないため」として、不存在を理由に不開示決定処分を行った。審査会において確認した限り、当該裁決に係る会議は開催されていない。したがって、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

○処分の名称の変更を求める主張に対して

井川町情報公開条例施行規則第 4 条第 2 項第 1 号において、公文書の全部を開示しない場合又は公文書が存在しない場合に「公文書不開示決定通知書」を用いる旨が規定されており、本件処分は当該規定に適合している。なお、「公文書不開示決定処分」を取り消し、処分の名称を「不存在決定」等に変更すること

を求める主張には、不服申立ての利益は認められない。

○その他の主張について

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、そのような行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和7年9月19日付け井固評発第18号により、井川町固定資産評価審査委員会が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和8年2月12日	諮問の受理（諮問第19号）
②	令和8年3月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和8年3月17日	答申案の審議
④	令和8年3月17日	答申

6 答申に関与した委員

井川町情報公開審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 佑輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士